

栗原地域関係人口拡大業務委託仕様書

本仕様書は、宮城県北部地方振興事務所（以下「発注者」という。）が発注する「栗原地域関係人口拡大業務」（以下「委託業務」という。）を受託する者（以下「受注者」という。）の業務について、必要な事項を定めるものとする。

1 目的

栗原地域における人口減少と少子高齢化が進行する中、持続可能な地域づくりに向けた取組が必要であり、栗原地域と多様な形で継続的に関わる人口を増やしていく必要がある。

このことから、都市部在住の若い世代や子育て世代を対象に、栗原地域の企業や団体と交流しながら地域を知り、地域の人と関わりながら繰り返し訪問する契機となる事業を実施するとともに、参加者への継続的な情報提供等により地域との関係性を構築することで、将来的な移住希望者にもなり得る栗原地域の関係人口の拡大を図る。

2 委託業務の内容

(1) 関係人口拡大に資する取組の企画及び実施

栗原地域の関係人口の構築につながる以下の①及び②の取組を合計4件程度実施すること。そのうち①の取組については2件以上実施すること。

- ① 都市部在住の若手社会人又は子育て世代（親子）を対象とし、栗原地域の企業や団体等と連携したワークショップやイベントなど関係人口拡大に資する取組を企画し実施すること（1件につき概ね10人以上が参加できる内容とする）。
- ② 都市部の企業や団体、大学等を対象とし、栗原地域在住者（移住者を含む）との交流の機会を持つことのできるワークショップやイベントなど関係人口拡大に資する取組を企画し実施すること（1件につき概ね10人以上が参加できる内容とする）。

※①・②の事業例

- イ 参加者が移住者を含めた地域の人と交流しながら、栗原地域の食や農、自然、文化を体験する事業
- ロ 栗原地域で開催されるイベント等におけるスタッフを募集し、都市部在住者が地域の人とともに運営に携わる機会を創出する事業
- ハ 地域で起業している女性との交流事業等

③事業実施に向けた事業PR活動等

事業の実施にあたっては、効果的な周知方法（マスメディア、動画、ホームページ、SNSの活用等）を用いて、対象者に向けて広く周知を図ること。

なお、周知内容等については発注者と事前に協議すること。

(2) 継続的な関係人口拡大に向けた仕組みづくり

上記事業参加者に栗原地域を継続的に訪れてもらうため、栗原地域における催しや地域の魅力が伝わる取組等に関する情報発信を10回程度行うこと。

なお、発信する情報の内容等については、発注者と事前に協議することとし、発注者が提供する情報がある場合にはその内容を含むものとする。

3 報告書の提出

業務完了後、本業務による成果品を添付し、業務完了報告書を発注者へ提出すること。
なお、業務完了報告書の内容は次のとおりとし、必要に応じて項目を追加すること。

- (1) 実施した業務の内容
- (2) 業務実施の結果、得られた成果及び改善点の分析
- (3) 業務実施の様子が分かる写真

4 事業提案書、見積書作成・提出にあたっての留意事項

- (1) 本仕様書に基づき見積書を作成する際に積算する経費の種別については、大きく分けて事業に直接携わる職員の人件費(直接人件費)及び、事業執行に直接必要とされる謝金、交通費、印刷製本、事務用品等に係る経費(直接経費)並びに、管理運営に係る経費(一般管理費)の3項目とし、これらの経費に消費税を加えた額を見積額とする。
- (2) 本仕様書に基づき見積書を作成する際の人件費については、国などによる単価基準(例:設計業務委託等技術者単価)や自団体の基準による単価なのかを明確にした上で算出すること。なお、自団体の基準によるものについては、併せてその確認が取れる資料(役員報酬規程、就業規則の当該部分の写し等)を提示すること。
- (3) 一般管理費の積算にあたっては、(直接人件費+直接経費)×一般管理比率で算出するものとする。その際の一般管理比率については、10%以内とする。

5 委託業務の経理等

- (1) 委託業務に係る経費については、会計帳簿を備え、他の経理と明確に区分して記載し、委託費の使途を明確にしておくこと。
- (2) 委託費の支出内訳を証する経理書類を整理して、会計帳簿とともに委託業務の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、いつでも閲覧に供することができるように保存しておくこと。また、受注者は、発注者の要求に応じ、上記の経理書類を提供すること。
- (3) 委託料の支払いについては、業務委託料の概算払いを行うことができる。

6 業務の再委託について

受注者は、業務の一部を第三者に再委託することができる。その場合は、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面で発注者の承認を得なければならない。

7 著作権について

- (1) 本業務の実施により生じた著作物(既得されている物は除く)に関する著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む)は、発注者へ帰属するものとする。
- (2) 本業務の成果物は、画像等著作権上の権利関係の帰属を済ませた上で納入すること。
また、それらに関する紛争が生じた場合は、受注者の責任において対応するものとする。

8 その他

- (1) 本業務の遂行に必要な打ち合わせについては、業務の主要決定事項の検討時期に合わせて実施すること。
- (2) 本仕様書に記載されていない事項が発生した場合、あるいは本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は、発注者と受注者で協議の上、決定する。